

● 対象となる経費

区分		内容
需用費	印刷製本費	団体の広報または活動に直接要する経費
	消耗品費	活動に必要な消耗品費（単価3万円以上の物品の購入は除く）
	使用料および賃借料	活動に必要な会議室・土地・車両・機材の借上料
	役務費	自然観察会、園内ガイドツアー等、公開性のある行事の開催に必要な損害保険料、伐木・刈払機等講習の受講費
	通信運搬費	活動のために必要な切手等（電話代及び電子メール等の通信料は除く）
報償費	外部講師・外部指導者に対する謝金	
委託料	チラシやホームページ作成等、広報に関する活動に必要な最低限の委託料	